

令和6年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(1日目)

開 会 令和6年3月8日(金)

散 会 令和6年3月8日(金)

仁 木 町 議 会

令和6年第1回仁木町議会定例会（1日目）議事日程

- ◆日 時 令和6年3月8日（金曜日）午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場
-

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 議案第1号 令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）
日程第7 議案第2号 令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第8 議案第3号 令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第9 執行方針 令和6年度仁木町町政執行方針
令和6年度仁木町教育行政執行方針

令和6年第1回仁木町議会定例会（1日目）会議録

開 会 令和 6年 3月 8日（金） 午前 9時30分
散 会 令和 6年 3月 8日（金） 午後 0時04分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 嶋 田 茂

出席議員（9名）

1 番 前 田 春 奈 2 番 山 内 健 生 3 番 木 村 章 生
4 番 佐 藤 秀 教 5 番 野 崎 明 廣 6 番 宮 本 幹 夫
7 番 上 村 智 恵 子 8 番 嶋 田 茂 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	産 業 課 長	浜 野 崇
副 町 長	林 幸 治	建 設 課 長	渡 辺 優
教 育 長	岩 井 秋 男	教 育 次 長	菊 地 健 文
総 務 課 長	鹿 内 力 三	農 業 委 員 会 会 長	木 田 憲 一
総 務 課 参 事	奈 良 充 雄	農 業 委 員 会 事 務 局 長 事 務 取 扱 (副 町 長)	(林 幸 治)
財 政 課 長	和 田 秀 文	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	芳 岡 廣
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
企 画 課 長	新 見 信	代 表 監 査 委 員	原 田 修
住 民 環 境 課 長	本 多 弘 一	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
福 祉 課 長	河 井 健		
福 祉 課 参 事	浜 野 公 子		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫
総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から、令和6年第1回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第124条の規定により、5番・野崎議員及び6番・宮本議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。木村委員長。

○議会運営委員長（木村章生）おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る2月28日水曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、議案22件、同意2件、意見書2件の計26件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が3名から3件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。別紙、議事日程のとおりであります。はじめに、定例会1日目。日程第5まではこれまでと同様に進めます。日程第6から第8の補正予算については、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第9の執行方針については、令和6年度仁木町町政執行方針及び、令和6年度仁木町教育行政執行方針の説明でございます。1日目はここまでとし、散会といたします。次に、定例会2日目。日程第10の一般質問については、通告順に従って、佐藤議員1件、野崎議員1件、上村議員1件の順でございます。日程第11から第14の令和6年度各会計予算については、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託し休会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選を行います。名称については、令和6年度各会計予算特別委員会、委員数は議長を除く全議員8名でございます。日程第15の条例改正、日程第16から第23の指定管理者の指定、以上9件については、予算に関連する議案のため、一括提案説明を受けた後、令和6年度各会計予算特別委員会に付託し、審査いたします。

令和6年度各会計予算特別委員会の日程案について申し上げます。1日目、3月11日は正副委員長の互選を行います。2日目、3月12日は付託議案の説明を行います。3日目・3月13日、4日目・3月14日は付託議案の質疑を行います。5日目・3月18日は付託議案の質疑及び討論・採決を行います。

続いて、日程第24から第29の条例改正については、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第30か

ら第31の同意、以上2件については、一括議題とし提案説明を受けた後、会議を休憩に移し、別室にて協議の上、いずれも即決審議でお願いします。2日目はここまでとし、散会いたします。続いて、定例会3日目。日程第32から第33の意見書については、即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者については、お手元に配布のとおりでございます。日程第34の委員会の閉会中の継続審査、日程第35の委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり各委員長より申し出がございました。

次に、会期について申し上げます。令和6年第1回仁木町議会定例会招集日は、本日3月8日金曜日、会期は開会が3月8日金曜日、閉会が3月22日金曜日の15日間といたします。なお、3月9日から10日、12日から20日までは休会といたします。

続いて、その他事項でございますが、本日、3月8日金曜日の昼食時に、学校給食試食会を実施いたします。内容は記載のとおりでございます。また、当面する行事予定についてはお手元に配布のとおりでございます。以上、議会運営委員会決定事項について報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、3月8日から3月22日までの15日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3月8日から3月22日までの15日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会についてお諮りします。仁木町議会会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき3月9日から10日まで、及び12日から20日までの計11日間休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、3月9日から10日まで、及び12日から20日までの計11日間休会とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和6年第1回仁木町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和6年第1回仁木町議会定例会を招集申し上げましたところ、横関議長、嶋田副議長をはじめ、議員の皆さまにおかれましては、何かとご多用のところ、このようにご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、原田代表監査委員、今井監査委員、木田農業委員会会長、芳岡選挙管理委員会委員長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

桃の節句も過ぎ、春を待ちわびる今日この頃、もう少しで3月半ばを迎え、今年の冬も少しずつ終わりが近づいてきましたが、毎年年度末、この時期を迎え、新年度に向けての準備が始まり緊湊一番の思いを抱いているところであります。一方で迷走を続けている国政を見ておきますと、この厳しい社会経済情勢の中、社会課題解決に向けた未来志向的な議論を深めることもなく、ただ閉塞感だけが増長している状況に陥っているように感じます。昨年末、社人研（国立社会保障・人口問題研究所）が公表した2050年の将来推計人口では、道内の少子化に今後も歯止めがかからない状況となることが予測されております。以前、日本の出生数が統計開始以来初めて80万人を割り込んだことについて触れさせていただき、今後の地域をどのように守り、産業を振興させていくことができるのか、本町も未来を見据え、経済発展と社会課題解決の両立を図ってまいりたい旨のお話をさせていただきました。これから日本経済社会も長い冬を終えるには、新たな可能性が芽吹く社会を築くことが急務であると捉え、次の時代に向けた施策を講じていかなければなりません。まちづくりにもイノベーション的志向が必須であり、効率性や機能性を求めるばかり、採算の合わないものを単に廃止や縮小するという選択肢だけではなく、既存のものとの組合せにより新たな価値を生み出すことも重要であります。特に公共的役割を要するものは、時代背景や社会的・外的要因による影響により、将来的な自治維持が困難なところがほとんどで、今後におきましても、既存の住民サービスを維持するには、従来の発想から新たな視点により、時代に即したものにすべく、そのためにも、住民の皆さまに対しご協力を求めていくことと理解を深める機会を作ることが必要であるという認識のもと、来年度の事業構築に向けて予算組みを進めてきたところでございます。

さて、本題に戻りますが、本定例会には、木村議会運営委員長からご説明がありましたとおり、議案22件、同意2件、計24件の議案を提出しております。令和6年度予算案等のご審議を頂くにあたり、私の方から、来年度に向けて町政に対する考え方及び予算案の概要について申し上げ、議員各位の皆さまのご理解とご協力をお願いいたしますとともに、格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。令和6年第1回仁木町議会定例会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

はじめに、仁木町すこやか子育て支援センターの整備状況について申し上げます。令和4年度より建設工事をしておりまして、仁木町すこやか子育て支援センター、通称ikor（イコロ）が、令和6年3月4日より順次運用開始となりました。西町1丁目、仁木小学校前に建設したikor（イコロ）は、にき保育園、地域子育て支援拠点・おおきな木、仁木放課後児童クラブ、にき小型児童館からなる複合施設です。総事業費13億7300万円、建築面積1978.02㎡、鉄筋コンクリート造平屋建ての施設で、保育園の利用定員は60名、地域子育て支援拠点・おおきな木は1日当たり10組の親子、小型児童館は15名、放課後児童クラブは60名の

定員となり、各施設の運営は、にき保育園、おおきな木がよいち福祉会、放課後児童クラブ、小型児童館が仁木町社会福祉協議会となります。2月17日の完成内覧会には221名の方々が見学に訪れ、また、2月23日には工事関係者をご案内しての落成記念式を開催いたしました。この施設により保育所の待機児童解消や児童を預かる機能、子どもの居場所づくりの機能など子育てへの支援を充実してまいります。

次に、災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定の締結について申し上げます。2月20日、株式会社トヨタレンタリース新札幌（代表取締役 西川友晴氏）と災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定を締結いたしました。本町における大規模災害の発生、又は発生するおそれがある場合に、町の要請に基づき外部給電可能な車両を貸与していただき、町が開設した避難所等で車両からの電力供給が可能となるよう協力いただくことを目的に協定を交わしたものであります。同社は、被災地域への外部給電可能な車両による電力供給に関する協定を2019年に砂川市と締結後、既に北海道内で札幌市や苫小牧市、岩内町などと協定を結んでおり、本町は19市町村目の締結となります。近年の気候変動による日本全国での豪雨災害や、本年1月、能登半島で発生した地震災害、北海道胆振東部地震でのブラックアウトを教訓に避難所開設時において安定した電力供給が必要とされる中、災害時における体制の整備が重要となっております。今回の協定で株式会社トヨタレンタリース新札幌様のご協力の下、体制の整備充実を図り、地域の安心安全が守られるよう、防災力の向上に努めてまいります。

次に、「(仮称)古平・余市ウィンドファーム事業環境影響評価方法書に対する北海道知事への意見」について申し上げます。令和6年2月6日付けで北海道知事から環境影響評価法に基づく意見が求められ、2月22日付けで回答いたしましたので、ご報告申し上げます。

私からは、1.方法書の対象となっている北部エリア（古平・余市エリア）について、地域住民の理解が十分に得られるよう、環境への影響を積極的かつわかりやすく説明するとともに、住民からの意見や要望に対しては誠意をもって対応し、合意形成に努めること。また、図書の作成に当たっては、図画及び図表の記載並びに平易な解説などを用い、地域住民にとって理解しやすい図書となるよう努めること。2.方法書に示す景観について、当地特有の風景は、住民にとっては「誇り」や「愛着」を育み、訪れる人にとっては大きな「魅力」を感じさせ、地域の価値を高めることができる地域資源である。方法書に記載された眺望点はもとより、地域が日常大切にしている景観も含めて適切な調査、予測及び評価を行うことを求める。本町の果樹観光農園やワイン事業者にとって自園地からの眺望も資産のひとつであると考え。フォトモンタージュ法等によって眺望景観への影響について、きめ細かな説明ができるよう配慮を求める。3.この度の方法書において対象外とされた、南部エリア（仁木エリア）について別事業で検討することが示されたが、当地域は古くから「福祉の里」「共にいきるまちづくり」を掲げ、特段の配慮を必要とする住民とともに共生の地域づくりが行われているところである。地域住民が不安を抱いている今の状況にあっては、南部エリアでの事業化について、好ましいものとは考えていない。以上の3点について意見を提出させていただきます。この後、北海道環境影響評価審議会での審議を経て、北海道知事からの意見が出されるものと思いますが、引き続き、地元住民に対する誠意ある丁寧な対応について求めてまいりたいと考えております。

次に、令和5年度ふるさと納税について申し上げます。ふるさと納税につきましては、昨年度4億6600万円を超えるご寄附をいただき、令和5年度におきましても複数のポータルサイトを運用するなど、PR

強化に努めてきたところであります。これまでの経過につきましては、昨年10月までの寄附額が2億6347万円と例年を上回るペースで推移し、11月以降の寄附額が例年並みであると想定した場合、1月以降の委託料等を支出できない可能性があったため、先の12月定例会において予算を増額補正したところであります。しかし、11月から1月までの申込が前年度対比45%と大幅に減少し、2月末までに納入された寄附金額は4億円に満たない状況となっております。これは、昨年10月に実施された制度改革によって、募集に係る経費算定基準がより厳格化されたことを受け、全国的に返礼品の値上げや内容量の見直しなどが実施されたことで、制度改革前の9月に駆け込み需要が発生し、本来、1年間で一番寄附額が集中する12月の申し込みが、極端に減少したことによるものと分析しております。このことから、寄附見込額を現在の4億9168万7000円から9824万5000円減額し、3億9344万2000円に下方修正したところであります。つきましては、ふるさと納税返礼品贈呈事業の予算額に多額の執行残等が見込まれることから、今定例会に補正予算を上程させていただいておりますので、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

行政報告は以上であります。別途お手元には、仁木町公の施設の指定管理者の指定に関する資料（議案第5号～議案第12号関連）、令和5年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）、令和5年度事業発注状況表（契約金額が100万円未満の事業）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、岩井教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和6年第1回仁木町議会定例会教育行政報告について申し上げます。

はじめに、令和5年度仁木町小中一貫教育推進会議について申し上げます。小学校及び中学校が相互に連携し、系統的かつ総合的な指導体制及び教育環境の充実を図る具体的な検討を行い、一貫性のある効果的な教育を推進するために設置した「仁木町小中一貫教育推進会議」を2月28日に開催いたしました。会議では、これまでの小中一貫教育の取組状況や、仁木中学校の大規模修繕、学校の暑さ対策、銀山地区義務教育学校基本設計について説明をしたほか、令和8年度に開校予定の銀山地区義務教育学校の学校名を決定いたしました。学校名につきましては、昨年10月に銀山地区の住民を対象に公募したところ8件の応募があり、11月に開催した小中一貫教育推進委員会において、公募で集まった8件の候補名から全国の義務教育学校名を参考に検討し、4つを候補といたしました。その後、銀山小学校及び銀山中学校の児童生徒に候補名の投票を実施した結果、投票の上位2つでありました「銀山義務教育学校」と「銀山小中学校」を最終候補名とし、同会議で協議したところ、小学校低学年などにわかりやすい名称であることや、銀山小学校・銀山中学校の名前が残るとの理由から、「銀山小中学校」と決定いたしました。今後におきましても、得られた情報をお示しし、委員の皆さまとともに本町の小中一貫教育の在り方について議論を深め、しっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、石油ファンヒーターの寄贈について申し上げます。このたび、児童の学習環境改善に活用してもらうことを目的として、銀山小学校学習支援員の小林道央様より石油ファンヒーター3台を寄贈いただきました。寄贈いただいた石油ファンヒーターは、早速銀山小学校校舎で活用させていただいており、心温まる善意に対し、保護者をはじめ学校関係者及び教育委員会といたしましては深く感謝しているところであります。以上で、令和6年第1回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長の教育行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

日程第6 議案第1号

令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）

○議長（横関一雄）日程第6、議案第1号『令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号、令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）。令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9752万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億322万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費による。地方債の補正。第3条、地方債の追加及び変更は第3表 地方債補正による。令和6年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第1号、令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額9752万2000円を減額し、補正後の合計を56億322万6000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳出でございます。1款、議会費から、3ページ、13款、諸支出金まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額9752万2000円を減額し、補正後の合計を56億322万6000円とするものでございます。

4ページをお開き願います。第2表 繰越明許費でございます。2款、総務費、3項、戸籍住民登録費、戸籍総合システム事業は、マイナンバーカードに係る関わる戸籍システム改修費でありまして、令和5年度に支出が終わらない見込みのため929万5000円を次年度に繰り越すものでございます。

5ページ、第3表 地方債補正、追加でございます。仁木町社会福祉協議会補助事業につきましては、過疎ソフト分の追加配分によりまして1720万円の追加でございます。2、変更につきましては、すべて事業完了によります限度額の変更でございます。交通安全灯LED化事業につきましては300万円に、（仮称）子育て支援拠点施設建設事業は10億290万円に、橋りょう補修事業は460万円に、6ページ、町道西壮3号線整備事業は820万円に、緊急浚渫推進事業は300万円に、緊急自然災害防止対策事業（河川改修）は690万円、仁木中学校大規模改修事業は1億350万円に、仁木町民スキー場リフト・ナイター照明更新事業は3250万円に変更するものでございます。

7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで、すべて

の科目を載せたものがございます。

8ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたものがございます。右側の財源内訳ですが、国道支出金が31万9000円の増、地方債が7360万円の増、その他が1823万3000円の減、一般財源が1億5320万8000円の減となっております。

9ページをお開き願います。歳入でございます。1款、町税、1項、町民税、1目、個人につきましては、収入見込みによりまして1538万9000円の追加、2目、法人も収入見込みによりまして327万8000円の減額。4項、1目、市町村たばこ税は収入見込みにより223万6000円の追加でございます。

10ページをお開き願います。11款、1項、1目、地方交付税につきましては、普通交付税の額確定により2293万6000円の追加でございます。

11ページ、15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金につきましては、障害福祉サービスと障害児給付費の支出見込みによりまして384万1000円の減額、2目、衛生費国庫負担金は、国保産前産後保険料を1万円追加。2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、マイナンバーカードに関わる戸籍システム改修費929万5000円の追加、2目、民生費国庫補助金は、障害者相談支援と放課後児童クラブの支出見込みによりまして11万4000円の追加、3目、衛生費国庫補助金は合併処理浄化槽補助金の確定によりまして121万6000円の減額、5目、教育費国庫補助金は、額確定により81万8000円の減額でございます。

12ページをお開き願います。16款、道支出金、1項、道負担金、1目、民生費道負担金につきましては、障害福祉サービスと障害児給付費の支出見込みと後期高齢者負担金の確定によりまして274万1000円の減額、2目、衛生費道負担金は、国保基盤安定負担金の確定によりまして5000円の追加。2項、道補助金、1目、総務費道補助金は、教育のICT及びワイン振興事業の確定によりまして130万円の追加、2目、民生費道補助金は、重度心身障害者等の額確定によりまして94万8000円の減額でございます。

13ページ、4目、農林水産業費道補助金は額確定によりまして68万1000円の減額、教育費道補助金は部活動指導員配置なしによりまして13万7000円を減額し、廃目としております。3項、道委託金、1目、総務費委託金は、統計調査委託金の確定によりまして2万3000円の減額でございます。

14ページをお開き願います。17款、財産収入、1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入につきましては、額確定によりまして58万円の減額。

15ページ、18款、1項、寄附金、1目、一般寄附金につきましては、一般寄附とふるさと納税の寄附見込みによりまして9820万5000円の減額、2目、総務費寄附金は、企業版ふるさと納税100万円の追加でございます。

16ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、事業完了によりまして9156万8000円の減額、2目、ふるさと振興基金繰入金も事業完了によりまして2366万6000円の減額でございます。

17ページ、21款、諸収入、5項、雑入、3目、違約金及び延納利息につきましては、狩猟免許補助金の返還に関わる違約金3000円の追加、4目、雑入は、額確定及び農業次世代人材投資事業と狩猟免許補助金の返還金で430万8000円の追加、5目、宝くじ交付金収入は、額確定によりまして1万6000円の減額でございます。

18ページをお開き願います。22款、1項、町債につきましては地方債補正で説明した分でございます。

19ページをお開き願います。歳出でございます。1款、1項、1目、議会費につきましては、負担率の改

正によりまして共済費6万7000円の減額でございます。

20ページをお開き願います。2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては291万1000円の減額で、時間外手当の増と、その他につきましてはすべて執行残でございます。

22ページをお開き願います。2目、交通安全推進費は執行残と執行見込みによりまして180万4000円の減額、23ページ、4目、財産管理費は249万1000円の減額で、支出見込みと事業完了による執行残でございます。

25ページをお開き願います。5目、企画費につきましては1823万4000円の減額で、26ページ、コミュニティバスの燃料費の増と、その他はすべて執行残となっております。27ページ、8目、ふるさとづくり事業費は、一般寄附の積立てと、ふるさと納税寄附の減によりまして7365万9000円の減額。2項、徴税費、1目、税務総務費は、共済費11万3000円の減額。

28ページをお開き願います。3項、1目、戸籍住民登録費は、額確定とマイナンバーカードへの氏名ふりがな表記などの戸籍システム改修費で465万7000円の追加。5項、統計調査費、2目、住宅統計調査費は財源内訳の変更。29ページ、国勢調査費は事業なしによりまして2000円を減額し、廃目としております。

30ページをお開き願います。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費につきましては、支出見込みにより483万7000円の減額、2目、老人福祉費は執行残及び支出見込みにより768万3000円の減額、31ページ、4目、心身障害者特別対策費は、相談支援事業委託の未払消費税の追加、及び相談支援事業委託の過去5年分の未払消費税の補償金と扶助費の支出見込みにより623万5000円の減額、5目、国民年金事務費は共済費1万8000円の減額。

32ページをお開き願います。6目、後期高齢者医療費は、繰出金の確定により109万円の減額。2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、仁木放課後児童クラブの燃料費等の追加と保育施設の利用見込みにより157万3000円の減額、2目、乳幼児等医療費は支出見込みにより140万円の追加、33ページ、5目、児童福祉施設費は、すこやか子育て支援センターの備品の執行残671万3000円の減額でございます。

34ページをお開き願います。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費につきましては、人事異動による給料等の増減と産婦健診事業の令和4年度分返還金及び額確定によりまして3万5000円の追加、35ページ、3目、予防費は141万1000円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種に関わるシステム改修費とワクチン接種事業等の令和4年度分返還金の追加、4目、環境衛生費は794万7000円の減額で、ごみ袋取扱報償費と燃料費の増、その他は執行残による減でございます。

37ページをお開き願います。6款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費につきましては、負担率の改正によりまして、共済費4万9000円の減額、2目、農業総務費も共済費12万1000円の減額、3目、農業振興費は、農業次世代人材投資事業の返還金412万5000円の追加でございます。

38ページをお開き願います。7款、1項、商工費、1目、商工総務費につきましては、共済費7万1000円の減額、2目、商工振興費は、ふるさと納税特産品委託料とイベント開催経費の支出見込みで2640万7000円の減額でございます。

39ページ、8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費につきましては、事業完了によりまして6万1000円の減額。2項、道路橋りょう費、1目、道路橋りょう総務費も事業完了によりまして69万7000円の減額、3目、道路新設改良費も事業完了によりまして322万7000円の減額でございます。

40ページをお開き願います。4目、橋りょう維持費は財源内訳の変更。3項、河川費、1目、河川総務費

は事業完了により228万1000円の減額。4項. 住宅費、1目. 住宅管理費は、支給区分変更による職員手当等の増減と、事業完了による委託料の執行残52万5000円の減額でございます。

42ページをお開き願います。9款. 1項. 1目. 消防費につきましては、北後志消防組合負担金の確定により909万5000円の減額、3目. 災害対策費は支出見込みにより36万8000円の減額でございます。

43ページ、10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費につきましては、支給区分の変更による職員手当の増減で11万4000円の減額。2項. 小学校費、1目. 学校管理費は財源内訳の変更、2目. 教育振興費は執行残26万6000円の減額。

44ページをお開き願います。3項. 中学校費、1目. 学校管理費は、額確定及び執行残によりまして533万6000円の減額、45ページ、2目. 教育振興費は扶助費の執行残50万円の減額と、5項. 社会教育費、1目. 社会教育総務費は執行残によりまして47万3000円の減額でございます。

46ページをお開き願います。6項. 保健体育費、1目. 保健体育総務費もすべて執行残によりまして30万5000円の減額、47ページ、2目. 体育施設費もすべて執行残で40万3000円の減額でございます。

49ページをお開き願います。3目. 学校給食費は事業完了及び執行残で331万7000円の減額。

50ページをお開き願います。4目. スキー場管理費も執行残27万5000円の減額でございます。

51ページ、12款. 1項. 公債費、1目. 元金と、2目. 利子につきましては98万6000円の減額でありまして、いずれも利率確定による減額でございます。

52ページをお開き願います。13款. 諸支出金、1項. 基金費、2目. 減債基金費につきましては、普通交付税の増額によりまして852万4000円の追加、3目. 公共施設等整備基金費も普通交付税の増額によりまして7258万円の追加でございます。53ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）それでは2点ほど伺いますが、まず15ページ。予算書15ページの18款. 寄附金の関係で、ふるさと納税の減額補正について伺いますが、今回9820万5000円を減額補正されているわけでありませけれども、この件につきましては、先ほど町長の方から、行政報告の中で報告がございましたけれども、この今回の補正につきましては、10月に制度改正がされたということで、制度改正前の9月に駆け込み需要があったということで、本来1年間で一番寄附額が集中する12月の申込みが極端に減少したということで、分析しているんだということのご報告でございますけれども、昨年12月の補正では、今後の歳入の推計ということで、11月から3月までを推計して、令和2年度から令和4年度までの実績を平均したものを補正したということで、今まで当初予算あるいは、既に9月までの寄附額等々を精査した上で、1億4168万8000円を12月に補正しているわけでございますけれども、この9820万5000円減額となった内容について、もう少し詳細に説明していただきたいと思っております。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）只今の佐藤議員のご質問でございますけれども、ふるさと納税の寄附金につきましては、今佐藤議員が仰られたとおりですね、12月の時点で増額の補正をさせていただきました。その後12月に入ってからですね、例年1億8000万円ほど寄附額があるわけなんですけれども、実質8000万円しかなかったということで、減額となった要因というのはいろいろとあるわけなんですけれども、12月、年末の駆け

込み需要がそれだけ減額になったのが非常に大きいということでございます。ただ減額の理由といたしましてもですね、これを逆に補正をしなければ、通常どおり1億数千万円の寄附額がもしあった場合、今度は支払うことができないという状況でございましたので、私も12月の定例会の答弁でですね、「駆け込み需要による減額については非常に心配しています」ということは答弁しているんです。ただ、補正をしなければ支払うことができないという状況になりますので、今回の12月にですね、増額補正することはいたし方なかったということでございます。

ただ当然、減額になったことについてはですね、予見できなかったということもございますので、その辺は我々としても非常に反省しているところでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）あくまでも補正というのは、予測のもとで立てなければならない、補正をしなければならぬということで、課長の仰るのは十分、分かりますので、今後何とか、4億円を超える、あるいは5億円を超えるような努力をしてほしいなというふうに思っています。

次に、17ページの諸収入で、3目、違約金及び延納利息ということで、額は3000円ということで小さいんですが、この内容について説明をお願いします。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）只今のですね、違約金の関係についてご説明申し上げます。

この度のですね、返還に至った経緯でございますけれども、狩猟免許の取得補助事業によりまして免許を取得した方が、昨年、令和5年の7月に猟友会退会届を出されました。これによりましてですね、仁木町狩猟免許取得補助事業実施要綱で「資格取得後10年間は北海道猟友会仁木支部及び仁木町鳥獣被害対策実施隊に加入して有害鳥獣被害の軽減に貢献しなければならない」とされておりまして、違反した場合は補助金を返還することと要綱の中でされておりまして、同補助金につきましてはですね、町の単独補助事業でありますことから、補助金の交付についてはですね、実施要綱に基づき交付されており、補助金についてはですね町の補助規則が適用されることとなります。また、仁木町の補助規則では、「補助金の返還を命ぜられた場合は、補助金交付の日から起算して年10.95%の違約加算金を町に納付しなければならない」とされておりまして、そのため今回のケースにつきましてはですね、補助金を交付したのが平成30年8月で、補助金の返還日として決定した日が令和5年8月ということでございまして、実質1807日間の違約加算金が発生するものでございます。補助金額は6000円でございますので、違約金額が計算により3252円ということでございましたので、今回の補正に至ったというわけでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）この延納利息というのは、この期間からいって、どのぐらい遅れたんでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）延納利息というのは、返還の決まった日を定めてですね、その補助金が交付された日から延納の返還の日までを計算して、それが延納金として支払われるものですので、平成30年に払われた日から、返還が決まった日までを計算して、その間は補助金を交付したことが違反だったということで、年間10.95%を加算して違約金を払っていただくということでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）他にありませんか。8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）15ページです。ふるさと納税について、ちょっとお伺いします。今佐藤議員の方から質

問もあったのですが、それでちょっと聞きたい部分が、今回ふるさと納税が減った分で仁木町は米だとかサクランボだとかの部分で寄附が来ていると思うんですけども、その辺の比率として、どれぐらいの比率が落ちたのでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）内容についてはですね、まだ3月末まで来ていませんので、現時点でのことになりますけれども、割合といたしましては、1番多いのはお米でございます。お米が8割以上というふうに分析しております。これはなぜかという点ですね、寄附する方については、だいたい1万円で何キロお米がついているのかというふうに寄附されるのが一般的だと思います。先ほど佐藤議員の質問にもありましたとおり、昨年10月前に、本町は寄附金額の見直しということで、事業者に対して、寄附返礼品プラス送料で33%以内に抑えてくださいということをお知らせして、事業者の方にもご協力を頂きました。そうすると返礼品の物がですね、当然、金額が上がったり、量が減ったりということで、他の自治体と比べても見劣りするとか、量が減ったり、金額が高かったりということで、同じお米を申し込もうとする寄附者に見ればですね、当然量が多い方に申し込まれるものですから、お米の減額率が非常に高かったというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）8番・嶋田議員。

○8番（嶋田 茂）わかりました。

そういう中で、果物ではサクランボですね。サクランボはどれぐらい減ったんでしょうか。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）こちら年度途中ですので、当然この時点でというお話になりますけれども、例年とほとんどですねサクランボは変わらないもの、もしくは逆に例年より多い状況でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）他にございませんか。5番・野崎委員。

○5番（野崎明廣）37ページですけども、お伺いをしたいと思います。

農業振興費として返還金が412万5000円挙げられています。この内容をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）北海道農業次世代人材投資事業の返還金についてでございますけれども、こちらについてですね、詳細についてのご説明をさせていただきます。

北海道農業次世代人材投資事業はですね、農業の人材の一層の呼び込みと定着を図るため、国の制度設計による事業でございます。対象者は新規認定就農者でありまして、就農時49歳以下であることとされておりまして、本町においても、これまで多くの新規就農者がこの制度を活用し、農業経営体として定着しております。この度返還に至った経緯でございますけれども、新規就農者でありました2件のご夫婦が離婚をされ、本補助事業のこちらは夫婦型という補助金を受給していたわけですが、その要件が満たせなくなったということでございまして、夫婦型の補助金が225万円、一般単身型というのが150万円ですが、75万円の差額があります。それぞれ2件の方が離婚されたということですので、その受給期間に応じてですね75万円が返還ということでございまして、今回の412万5000円になったというものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）内容的にはわかりました。

15ページにも収入として同じ項目が入っています。これは、本人からの全部償還となりますか、お伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）浜野産業課長。

○産業課長（浜野 崇）歳入の方ですね、金額につきましては、ご本人が町に納めていただくと、これを受けて町は道の方に返還をするという流れになっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。5番・野崎議員。

○5番（野崎明廣）続きまして、42ページをお伺いしたいと思います。

消防費の中で、北後志消防組合負担金909万5000円、この内容をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）只今の北後志消防組合負担金の減額の内容でございますけれども、こちらの方につきましては、職員の退職に伴います給与、そして手当、そして退職手当負担金等の共済費の合計、こちらが909万5000円の減額ということになってございます。以上です。

○議長（横関一雄）他にございませんか。よろしいですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。したがって、議案第1号『令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号

令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第7、議案第2号『令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号、令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9703万8000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和6年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよ

ろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第2号、令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。4款、繰入金と、6款、諸収入を補正いたしまして、歳入合計額から補正額64万円を減額し、補正後の合計を1億9703万8000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費と、2款、保健施設費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額64万円を減額し、補正後の合計を1億9703万8000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳ですが、その他が50万4000円の減、一般財源が13万6000円の減となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。4款、繰入金、1項、一般会計繰入金、4目、産前産後保険料繰入金につきましては、本目を新設しまして2万円を追加。2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、後志広域連合負担金の補正に伴いまして15万6000円の減額でございます。

6ページをお開き願います。6款、諸収入、4項、受託事業収入、1目、特定健康診査等受託料につきましては、収入見込みによりまして50万4000円の減額でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、執行残と額確定によりまして4万9000円の減額、2目、広域連合負担金は、後志広域連合負担金の補正に伴いまして8万7000円の減額でございます。

8ページをお開き願います。2款、保健施設費、1項、1目、特定健康診査等事業費につきましては、短期人間ドック委託料と特定健診委託料の執行見込みによりまして50万4000円の減額でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号

令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第8、議案第3号『令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号、令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7635万7000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和6年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第3号、令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料と3款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額37万8000円を追加し、補正後の合計を7635万7000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、後期高齢者医療広域連合納付金を37万8000円追加し、補正後の合計を7635万7000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から5款、諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで、すべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳ですが、一般財源が37万8000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料につきましては、収入見込みによりまして550万9000円の減額、2目、普通徴収保険料は、収入見込みによりまして697万8000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、額確定によりまして3000円の追加、2目、保険基盤安定繰入金も額確定によりまして109万4000円の減額でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、納付金額の確定によりまして37万8000円の追加でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時38分

再 開 午前10時55分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第9 執行方針

令和6年度仁木町町政執行方針

令和6年度仁木町教育行政執行方針

○議長（横関一雄）日程第9、執行方針『令和6年度仁木町町政執行方針』、『令和6年度仁木町教育行政執行方針』を議題とします。

はじめに、令和6年度仁木町町政執行方針について、発言を許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和6年度町政執行方針。

1. 町政執行について。

令和6年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、令和6年度の町政執行方針について申し上げます。

早いもので、私が町政を担ってから11年目、3期目の後半を迎えます。これまで、新型コロナウイルス感染症の影響など先行きが見通せない中、感染症対策や物価高騰対策など足下の課題を優先しなければならない状況でしたが、コロナ禍後初めての予算編成となり、少子化への対応を始め顕在化している課題や本町を取り巻く情勢の変化への対応はもとより、本町の持続的な発展を見据えた取組を進めていくことが、ことさら重要となっております。厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が昨年12月に公表した将来推計人口によると、北海道内の少子化が全国を上回るペースで進む実態が明らかになりました。地域の将来を支える0歳から14歳の人口については、道内の7割を超える129市町村で2020年の50%未満となることが予測されている中、本町は、全道で9番目に少ない35.8%の減少に止まり、少子化対策に一定の成果は見られるものの、町が持続していくためには出生率を維持し、少子化に歯止めをかけることが喫緊の課題

であることを改めて認識するところであります。このことから、令和6年度においては、子ども・子育て世代への支援を最重要課題と位置付け、国が進める子ども・子育て政策の推進に努めるとともに、小中学校給食費の完全無償化、乳幼児等医療費助成の高校生世代までの拡大、放課後児童クラブ月額利用料等の完全無償化といった本町独自の支援を拡充いたします。

本年3月に開設した「仁木町すこやか子育て支援センター」（愛称：i k o r（イコロ））の本格供用の開始、「こども家庭センター」の設置に向けた体制の整備など、第6期仁木町総合計画のサブタイトル「すべては未来の子どもたちのために」の想いを踏まえて、子ども・子育て世帯への支援に力を注いでまいります。また、昨年6月から8月の気温は、1946年の統計開始以降、最も厳しい暑さに見舞われたように、近年、地球温暖化による気象変動が私たちの暮らしに影響をもたらしております。このことから、小中学校へのエアコンの計画的な設置や農業現場における寒冷紗を利用した暑熱対策の普及などを進めるとともに、地球温暖化の主な原因となっている二酸化炭素などの温室効果ガスの削減に向け、太陽光など再生可能エネルギーの導入に対し、町民一人ひとりが関心や理解を深めていただくため国の支援制度を活用した各種の取組を実施するなど、総合的な視点から地球温暖化に向き合ってまいります。

町が担う行政サービスは、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが重要となっております。このことから、総務省の地域活性化起業人（企業人材派遣制度）を活用し、先端企業の社員から、そのノウハウやデジタル技術を活かして、本町のデジタル化や課題解決への支援を頂くとともに、企画課と総務課の組織を一部改正し、情報防災係を発展的に見直すため、本町のデジタルトランスフォーメーション等を担っていく地域イノベーション係を企画課に設置いたします。この組織改正に関連し、本年1月1日の能登半島地震を始め、地震や災害が頻発している中、防災危機管理を向上させるために、防災監として幹部自衛官の退職者を防災専門職員に採用し、併せて、災害発生時の迅速な対応を促進させるため防災管財係を総務課に設置いたします。

高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のため必要な援助を行う地域包括支援センターは、団塊の世代が後期高齢者となる「2025年問題」の対応など本格的な高齢化社会を迎えている中、主任介護支援専門員の安定確保や、2025年を目途とした「地域包括ケアシステム」の構築に向け、求められる役割が大きく変化しております。このことから、時宜を得た質の高い介護支援サービスを持続的に提供していくことを目的に、実績ある医療法人へ外部委託し、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を推進してまいります。こうした考えの下、「魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切にすまち」の実現に向け、これまで進めてきた事業の更なる推進に加え、新たな視点からの事業にも果敢に取り組み、「第6期仁木町総合計画」及び「仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の各般にわたる施策の一層の充実を図り、「仁木愛（にぎあい）溢れる町づくり」を力強く進めてまいります。

それでは、令和6年度仁木町一般会計を始め、2特別会計及び公営企業会計の当初予算、関連する条例改正等の議案のご審議をいただくに当たり、私の所信と主な施策について申し上げます。

令和6年1月26日に閣議決定された「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」による本年度の我が国経済の見通しでは、総合経済対策の進捗に伴い、官民連携した賃上げを始めとする所得環境の改善などにより、民間需用主導の経済成長が実現することが期待され、令和6年度の実質GDP成長率

は1.3%程度、消費者物価は2.5%程度の上昇率になると見込まれますが、物価動向に関する不確実性が存在することや令和6年能登半島地震の影響等に十分注意する必要があるとしています。また、基本的な態度では、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）等の分野での投資促進や「こども未来戦略」に基づき、少子化対策・こども政策の抜本強化を図り包摂社会の実現に取り組むとされています。

本町の財政状況は、令和4年度決算の財政健全化を示す健全化判断比率につきまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも早期健全化判断基準を下回っている状態であるものの、地方交付税など他に依存する財源が歳入全体の多くを占めるといった財政基盤の脆弱さは、財政運営上の大きな懸念要因となってまいります。今後も、町債や基金の適切な管理によって将来世代へ過度な負担を残さない、将来を見据えバランスがとれた健全な財政基盤を堅持してまいります。

2. 令和6年度予算について。

一般会計の歳入では、町税につきましては、町民税は、高速道路工事関係者等の所得見込みによる増収、固定資産税は、評価替えに伴う下落による減収を見込み、軽自動車税、市町村たばこ税等を合わせた町税全体では、前年度対比212万3000円増の3億4169万1000円を予算計上しております。地方交付税につきましては、普通交付税で18億3000万円を見込み、特別交付税を加えた地方交付税全体では、前年度対比2500万円増の19億9500万円を見込んでおります。地方債につきましては、仁木町民スキー場リフト及びナイター設備改修、北後志衛生施設組合し尿等受入施設整備事業、農業競争力強化基盤整備事業、河川護岸補修工事、過疎対策事業債ソフト分等、それに臨時財政対策債を合わせた7億6360万円を予算計上しております。また、地方譲与税や各交付金におきましては、制度改正や消費動向などに影響され、推計が非常に難しい状況にありますが、前年度の実績や地方財政計画などを推計し、予算計上したところであります。基金からの繰入れにつきましては、定住促進住宅補助金、コミュニティバス運行事業、企業立地促進事業などの総合戦略関連事業や新たに実施する学校給食費・放課後児童クラブ利用料・18歳未満医療費の無償化事業などにつきましては、ふるさと振興基金1億4461万6000円を活用し、町営住宅や町民センター多目的文化ホールの改修事業などには、公共施設等整備基金4085万2000円を活用し、事業を推進することとしております。これら歳入の状況から、財源の不足分につきましては、財政調整基金2億4629万9000円を取崩し、繰入れを行っております。一方、歳出につきましては、人件費や物件費、扶助費、公債費などの義務的経費がかさむ中、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の重点的かつ効率的な配分に努めるとともに、人口減少の克服や子育て世帯への負担軽減の実施、再生可能エネルギー導入検討調査などに重点をおいた予算編成を行ったところであります。

予算規模。一般会計、総額50億5464万9000円、前年度対比3億6518万8000円（6.7%）の減。国民健康保険事業特別会計、総額2億722万1000円、前年度対比508万8000円（2.5%）の増。後期高齢者医療特別会計、総額8042万8000円、前年度対比251万6000円（3.2%）の増。3会計の予算合計は、総額53億4229万8000円となり、前年度対比で3億5758万4000円、6.3%の減となっております。

簡易水道事業会計、簡易水道事業収益2億6993万1000円、簡易水道事業費用2億6896万5000円、資本的収入9028万5000円、資本的支出1億4353万6000円、簡易水道事業会計の予算額は、以上のとおりとなっております。

3. 令和6年度の政策について。

町民に健康と安心を。

少子高齢化の急速な進展や核家族化などにより、社会構造が大きく変化している中で、全ての住民が家庭や地域の中で健康に自立した日常生活を営み、明るく安心して暮らせるよう、共に支え、共に生きる「福祉コミュニティ」の実現を目指し、令和3年度からスタートした「第3期仁木町地域福祉計画」に沿った取組を行ってまいります。地域の実情に応じた身近なセーフティネットとしての機能を担っている仁木町社会福祉協議会を始め、各町内会や民生委員児童委員と連携を密にしながら、生活困窮者やひとり親家庭、障がいのある方や高齢者世帯など、それぞれの生活の見守りや声掛け活動などの取組を進めることにより、児童福祉や高齢者福祉、障がい者福祉全般にわたり、地域福祉の向上を推進させてまいります。

介護保険は、介護を要する状態となっても、できる限り自宅で自立した日常生活を営めるように、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する仕組みです。高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう、地域において包括的な支援やサービス提供体制を整える「地域包括ケアシステム」の構築が求められており、令和6年2月に策定された第9期後志広域連合介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）においても、前期事業計画での目標や具体的な施策を踏まえ、今後の高齢者を取り巻く環境の変化や、2025年を目指した地域包括ケアシステムの構築に当たり、地域の実情に合わせて深化・推進していくことが示されており、その中核を担っている地域包括支援センターの役割は益々重要となっております。

本町の地域包括支援センターは、平成19年4月から直営により運営してまいりましたが、高齢者の人口増加や社会情勢の変化に伴い、高齢者の健康づくりをより推進し、さらに障がい、生活困窮、子育てといった町全体の福祉に関する諸問題を包括的に捉え、解決に導くために、令和6年6月1日から、地域包括支援センターの運営業務を委託することとし、町と包括支援センターが高齢者の健康づくりと地域づくりの方向性を共有し、民間企業の活力や柔軟な発想、行動力を活用しながら、より一体性・連動性のある施策展開を進めてまいります。さらに、地域住民の生活に密着した、地域福祉づくりを推進するため、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が中心となり、互助による生活支援・介護予防サービスの提供体制整備に向け、地域の支援ニーズの把握や関係機関のネットワーク化に向けた取組と、認知症になっても生活しやすい地域づくりを推進するための認知症対策を町内の社会福祉法人に業務委託し、町・社会福祉法人及び地域包括支援センターが相互に連携・補完し合いながら、地域づくりを推進してまいります。併せて、町独自のサービスであります地域支援事業及び生活支援事業につきましても、町内の社会福祉法人と連携を図りながら実施してまいります。

障がい者への支援につきましては、障害者差別解消法や障害者総合支援法に基づく合理的配慮や障害福祉サービスに加え、市町村が提供する地域の実情や実態に応じた地域生活支援事業を引き続き実施してまいります。近年、身体障がいに関する相談のほか、児童の発達相談、社会参加や就労が困難な方に関する相談が増加し、特に専門知識が必要な児童の発達障がいや成年者等の事案が増えていることから、北後志5町村の基幹相談支援センターとなっているしりべし圏域総合支援センターに加え、町内事業所にも相談事業を委託し、相談体制の充実を図るほか、北後志母子通園センターを拠点とした障がいのある子どもたちへの早期療育事業の充実についても、引き続き努めてまいります。また、自分の権利を表明することが困難な認知症高齢者や知的障がい、精神的疾病などにより判断能力が十分ではない方々の権利や財産を守るため、小樽・北しりべし成年後見センターと連携し、成年後見制度により、法律的に保護・支援をしてま

います。

国は、令和5年4月1日からこども家庭庁を発足させ、同年6月に「こども未来戦略方針」が閣議決定されました。同方針では、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造・意識を変える、全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援するといった、3つの基本理念の下、今後3年間の集中的な取組を「加速化プラン」と位置付け、「児童手当の拡充」などライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化を始め切れ目のない支援策を打ち出しております。本町といたしましても、全ての子ども・子育て世帯をあまねく支援することが必要であるとの認識の下、子育てを安心して行える子育て支援環境の充実を更に加速させることとし、令和6年度から「放課後児童クラブ月額利用料等の完全無償化」、「乳幼児等医療費助成の高校生世代までの拡大」、「小中学校給食費の完全無償化」の具体的取組を実施します。令和6年3月から一部供用を開始している、仁木町すこやか子育て支援センター（愛称：i k o r（イコロ））につきましては、子どもや子育て世代が安全・安心して過ごすことができる、子育て支援の拠点としての機能を発揮できるよう、関係団体との密接な連携の下、管理運営に努めてまいります。子育てをめぐる様々な課題への対応として、令和元年度に策定いたしました「第2期仁木町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子どもと家庭と地域で育むやすらぎの里」を基本理念に、地域のみなが子育てを通じて優しいつながりを持ち、喜びに満ちた生活の中で、安心して子育てができる地域社会を築いてまいります。

平成29年度から実施している、第2子以降の保育料を無償とする町独自の支援である「仁木町多子世帯の保育料軽減支援事業」を継続するほか、さらに多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、平成28年度から実施している第3子以降の出産に対する出産祝金の贈呈などの子育て支援推進事業につきましても継続してまいります。日中、保護者のいない家庭の児童に適切な生活の場を提供するため、引き続き放課後児童クラブを仁木地区と銀山地区に開設いたします。なお、仁木地区につきましては、仁木町すこやか子育て支援センターの供用開始に伴い、これまで3年生までとしていた受入対象を小学6年生までといたします。また、全ての子どもが利用できるにき小型児童館の併設により、子どもの居場所が確保され健全育成に寄与するとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援してまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月8日以降、5類感染症に移行されたことに伴い、令和6年度から予防接種法に基づき、定期接種対象者として65歳以上の高齢者等に対し、秋以降に年1回接種が予定されております。国からの指針が決まり次第、町民の皆さまがスムーズに接種出来る体制を整備し、引き続き感染対策に対する正しい知識の普及啓発に努めてまいります。その他の予防接種事業では、予防接種法に基づく乳幼児の各種予防接種のほか、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌及び带状疱疹ワクチンに対する助成を引き続き実施してまいります。

歯科保健対策につきましては、乳幼児期からの歯科保健対策に併せ学齢期の虫歯予防対策として全ての小・中学校及び保育所において、フッ化物洗口を実施してまいります。また、希望者に対して、検査から治療に至るまでの費用を全額町が負担するピロリ菌対策事業を引き続き実施してまいります。町民の皆さまが心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、町民一人ひとりが健康に関心を持ち、正しい生活習慣を身につけ、心身の健康づくりに取り組めるための支援や、疾病の早期発見、早期治療のための各種がん検診等を実施し、町民の健康増進に努めてまいります。

母子保健では、総合戦略の「結婚・妊娠・出産に対する支援プロジェクト」として、不妊に悩む家庭に対して不妊治療に対する助成を引き続き実施いたします。また、今年度から、妊婦健診時における超音波検

査の費用助成を6回から11回に、産婦健診費用助成を1回から2回にし、安心して妊娠・出産を迎えられるための支援を拡充してまいります。その他、新生児聴覚検査費の一部助成や乳幼児健診等を始め、妊娠、出産、子育てに関する切れ目ない支援・相談を実施してまいります。さらに、発達障がい等で、子育てに悩む家庭が増加していることから、臨床心理士による発達相談につきましても継続してまいります。精神保健では、在宅の精神障がい者の社会復帰を図ることを目的に、引きこもり等で社会に適応することが困難な方に対する相談体制の充実を図ってまいります。

国民健康保険事業は、平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、北海道が国保運営における中心的な役割を担っております。国民健康保険税の賦課方式については、令和3年度から所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3方式により算定しており、令和4年度からは、未就学児の国民健康保険税均等割の減額を、令和5年度からは、出産被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税所得割及び均等割の減額を実施するなど、国保加入世帯の負担軽減を図ってきているところですが、本年度の税率については、国保事業の持続的かつ円滑な運営を継続させる観点より昨年と同率といたします。被保険者の負担増とならないよう、今後も健康増進や疾病の早期発見の取組に努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、保険料の徴収、被保険者証の交付などの業務を引き続き行ってまいります。また、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者を対象として実施している、健康増進を支援する特定健診・特定保健指導、胃がん・子宮がん検診等への一部補助や短期人間ドック事業、後期高齢者歯科健診については、受診率の向上に向け取組を強化します。

町民の皆さまが安心して暮らしていくための医療体制につきましては、町内の民間医療機関と連携し、一次医療体制を確保するほか、北しりべし定住自立圏における広域連携により、二次医療体制及び救急医療体制を維持いたします。また、課題となっている産婦人科体制等の周産期医療体制の確保につきまして、北後志6市町村、北海道及び関係医療機関で設置しております「北後志周産期医療協議会」の決定事項に基づき、地域で安心して出産ができる体制の整備に向けて、本町も応分の財政支援を行ってまいります。

近年頻発している自然災害に対しては、防災行政無線を活用して気象情報や警戒情報など早期の注意喚起を行うとともに、北後志消防組合仁木支署と協力し、総合的かつ計画的な防災・減災に努めてまいります。また、国及び北海道による各種防災計画の修正を踏まえた仁木町地域防災計画の見直しや計画的な資機材等の備蓄のほか、北後志5町村と物資調達や管理、流通備蓄の活用など、広域的な防災連携を進めてまいります。職員に防災士養成研修を継続的に履修させ、更なる防災知識の習得に努めるとともに、平成27年度から始まりました地域防災マネージャー制度を活用して、本年4月から防災・危機管理に関する知識や経験を有する退職自衛官を防災専門職として採用し、平時からの防災・危機管理体制基盤の確立・連携強化を図ってまいります。また、本年度につきましては、北海道原子力防災訓練において広域避難の対象町村となります。災害対策に関する理解を深めるとともに、「災害はいつ発生してもおかしくないもの」という防災意識の醸成を図ってまいります。

消防行政につきましては、町民皆さまの生命、身体及び財産を守ることを消防活動の使命としていただいております。現在、仁木支署では、複雑化・高度化する消防活動及び救急救命活動における知識、技能の維持・向上のため、各種研修会への参加並びに訓練を行うとともに、資機材の整備を計画的に行っております。仁木消防団につきましては本年2月1日現在で男性団員80名、女性団員18名の合計98名が地域防災の担い手として、防災意識の向上、地域住民の皆さまへの防災啓発に努めております。令和6年1月1

日に発災した能登半島地震では、懸命な捜索・救助活動が行われ、被災した方たちは大変苦しい生活をされているところであります。しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓とし、住民の皆さまの防災意識の向上、気象庁や各種メディアの避難勧告の見直し等、多くの取組が相乗効果をもたらし、被害の減少につながったと考えております。また、火災予防に関する広報や消防訓練により火災被害の軽減に向けた取組を継続するとともに、救急救命講習など応急手当の普及拡大に努め、更なる町民の防災意識の向上を図り、仁木支署と仁木消防団だけではなく、町、そして町民の皆さんとの連携強化による迅速な消防・防災活動により、町民の安全・安心を確保してまいります。

交通安全対策につきましては、昨年度も高齢運転者や車両の整備不良などによる事故が大きな話題となっていたことから、旗の波運動などの交通安全に関する教育・普及啓発活動を交通安全指導員と連携して展開するとともに、交通安全灯の計画的な更新や高齢運転者に対する安全運転支援システム付き自動車の試乗体験会の開催など、多角的な交通安全対策を実施してまいります。また、犯罪防止に大きな役割を担っている防犯灯や街路灯につきましては、LED化を推進するとともに、高率の電気代補助を継続し、町内会などの負担軽減に取り組んでまいります。

町民に質の高い教育を。

教育における地域課題やあるべき姿を共有し、効果的に教育行政を推進するため、総合教育会議において教育・学術及び文化の振興、児童・生徒の安全対策などの協議を進めるとともに、仁木町教育大綱に基づき、教育委員会と意思疎通を図り、「いつまでも・いつでも学べる町」の実現に向け、子どもから高齢者まで学習できる環境づくりに努めてまいります。

町民に生活の潤いを。

生活や産業の基盤であります道路・水道の整備及び適切な維持管理、並びに河川の適切な維持管理を通じ、町民の安全・安心で快適な生活を守るという使命を確実に果たせるよう取り組んでまいります。道路整備事業につきましては、児童及び歩行者の安全な通行空間を確保するため、昨年度に測量設計を終えましたセブンイレブン仁木北町店沿いの町道仁小前線改良工事（延長290m）を実施してまいります。また、令和7年度の工事に向け、町道仁小中線の道路改良工事実施設計（延長375m）を実施してまいります。町道標識設置事業につきましては、俱知安余市道路仁木インターチェンジ（仮称）の供用に伴い町道1番線外1路線に設置する大型標識設置工事（3基）を実施してまいります。橋りょう補修事業につきましては、既設橋りょうの長寿命化を図るため、年次計画に基づき、老朽化が著しい町道稲園線稲園橋外1橋の補修工事を実施してまいります。町道の維持管理につきましては、交通安全確保のため、本年度も定期的にパトロールの実施、路肩等の草刈り、路面補修などを実施してまいります。

除排雪事業につきましては、冬期間の生活道路を確保するため、町道の除雪延長約86km（車道134路線、歩道9路線）の除雪を委託業務により実施するとともに、道路幅員確保のため必要となります排雪業務を実施してまいります。また、個人が管理する私有道路につきましても、除雪を対象とした補助金を引き続き交付してまいります。

後志自動車道余市・小樽間の開通により、観光振興や産業振興のみならず、私たちの日常生活においても、時間短縮によるその便利さを実感しているところであります。接続する一般国道5号俱知安余市道路につきましては、令和6年度に仁木インターチェンジ（仮称）の開通に伴い、更なる利便性の向上が図られ、観光客を始め人流の増加が見込まれます。念願のインターチェンジ開通に向け、北海道開発局や北海

道後志総合振興局と連携をした、プレイベントの開催を始めとした、各種の周知活動を展開してまいります。また、来町された方をお迎えするため、森林環境譲与税を活用した木製ワイン樽型の看板を出入口付近に設置し、自然や環境と調和したワイン産地仁木町の魅力を発信いたします。

北海道新幹線の札幌延伸工事につきまして、ニツ森トンネル（尾根内工区）の本坑掘削工事は、本年2月1日現在でトンネル延長4615mのうち3798m（掘削率82%）まで掘削が進んでおり、発生土の受入れにつきましても、大江及び長沢地区を始め地域住民の皆さまのご理解、ご協力により、大江地区町有地での仮置き、長沢地区町有地への搬入が行われているところであり、今後におきましても、地域の皆さまに情報をお伝えしながら事業が円滑に進められるよう対応してまいります。

災害が激甚化・頻発化する中、災害の発生を予防するため、緊急自然災害防止対策事業を進めてまいります。本年度は、道路防災として、町道西壮3号線舗装補修工事（延長200m）を実施し、河川改修として、昨年度に発注できなかった、マカナイ川護岸工事（延長320m）、砥の川護岸補修工事（延長50m）を実施してまいります。

公共交通を確保することは、町民の皆さまの日々の生活に直結する重要な課題であると捉えております。町コミュニティバス（ニキバス）につきましては、定時定路線のコミュニティバスとして運行し、利用者の増加・利便性の向上につながっております。本年度は、昨年9月に連携協定を締結いたしましたパナソニックIT S株式会社の社員を地域活性化起業者として受け入れ、観光分野のほか、地域交通全般に渡る課題解決に向け、民間のノウハウや提案を活用した持続可能な交通体系の確立に向けて取組を深化させるとともに、町民の皆さまから意見や要望を伺いながら、より利用しやすい、持続可能な交通体系の確立に向けて引き続き取り組んでまいります。

町営住宅等事業につきましては、「仁木町営住宅等長寿命化計画」に基づき、本年度は、町営住宅コスモス30及びサン・然別外壁等改修工事を実施してまいります。

水道事業につきましては、本年度は町道仁小前線道路改良工事に伴う配水管移設工事（延長288m）を実施してまいります。また、水道管の老朽化等による砥の川学校橋水管橋（延長33m）及び町道浄孝線外1路線（延長326m）の布設替工事を実施してまいります。簡易水道事業の持続可能な水道事業を実現するため、長期的な視点を持った水道資産の管理運営が実施されることを目的としたアセットマネジメント策定業務を実施してまいります。なお、新然別浄水場を始めとする各水道施設の機械・電気設備につきましても、各種ポンプの交換等、計画的な更新を進めてまいります。今後におきましても、町民の皆さまに安全・安心な水道水の安定的な供給に努めてまいります。

近年、ライフスタイルや住環境の変化に伴い、ごみの種類も多様化しており、環境負荷の増大が懸念されております。家庭から排出される「燃やせるごみ」につきましては、6市町村からなる北しりべし廃棄物処理広域連合にて焼却を行っております。当該処理施設は、平成14年からの処理開始後、22年が経過し、焼却設備の更新時期を迎えているため、令和5年度から令和8年度にかけて全面改修を行うこととしております。令和6年度は、ごみ焼却処理施設基幹的設備改良工事に着手することとなっております。「燃やせないごみ」につきましては、収集後に仁木町クリーンセンターにて再分別を行い、埋め立てております。同センターにつきましては、埋立計画期間である令和8年度末に満了を迎える予定でありましたが、これまでの残余量調査、人口推計に基づくごみの排出量の減少見込み及びクリーンセンターでの分別処理の推進により、埋立量が当初の計画値を下回って推移しており、満了期間を令和10年度末まで延命化が図られ

ると判断しております。本年度につきましては、定期的に行う残余量調査のほか、次期計画の策定に向けた最終処分方法検討支援業務により各種調査を実施することとしております。粗大ごみの収集につきましては、仁木町クリーンセンターへの自己搬入が困難な方のために、本年度も収集を2回実施してまいります。また、日頃のごみ出しに困っている一人暮らしの高齢者や障がいをお持ちの方に個別訪問し、声かけによる安否の確認等を行いながら、ごみを収集する「ふれあい収集」を引き続き実施いたします。

環境対策につきましては、国の循環型社会形成推進交付金を活用し、町内の個人設置・個人管理による、し尿汚水と雑排水処理を行う合併処理浄化槽の設置に係る助成事業を継続し、快適で衛生的な生活環境の確保を図ってまいります。本町を含む北後志5か町村で構成しております北後志衛生施設組合のし尿処理施設更新につきましては、令和5年度に工事に着手しており、令和7年度からの供用開始を目指し、構成町村とともに余市下水処理場で受入処理する下水道広域化推進総合事業を進めてまいります。余市川の環境保全に対する意識醸成に向けて、余市町、赤井川村とともに、余市川クリーンアップ作戦の実施など、今後も継続した取り組みに努めてまいります。

まちづくりの最上位計画である「第6期仁木町総合計画」では、社会・経済情勢が急速かつ大きく変化する中で、時代の潮流や本町を取り巻く環境、多様化する町民ニーズなど機敏かつ的確に町政に反映できるよう、持続可能な社会を実現するための17の目標（SDGs）との関連性を明確にしています。このうち、景観の整備につきましては、重要な施策の一つとして位置付けており、町民の共有財産である本町の景観を守り、未来へつなぐため、地域の特性に沿った景観条例の制定に向けての準備段階として、景観への保全意識の醸成を図るための取組を進めてまいります。脱炭素社会の実現につきましては、「仁木町再生可能エネルギービジョン」の下、これまでの調査をさらに深掘りして公共施設での太陽光発電システムの設置、施設電気関連設備との連系検討と合わせて、農産物残渣等のバイオマス資源としての可能性について実験を行うとともに、今後改修等を伴う公共施設における再生可能エネルギーへの転換について調査研究を行っていくこととし、国の制度を活用しながら引き続き取り組んでまいります。

マイナンバーを活用した行政サービスにつきましては、国の動きに合わせて進めていくなど、住民ニーズに即した行政サービスの充実を図ることが今後更に必要となっていくものと考えております。本町では、これまでもマイナンバーカードの取得促進、普及啓発について、夜間の申請受付窓口開設や防災行政無線による周知などを行い、丁寧な取組を心がけてまいりました。1月31日現在における交付率は、全町民の76%となっておりますが、国が掲げる全国民への交付を目指し、交付率が伸び悩んでいる状況を踏まえながら、更なる取組を進めてまいります。

町民とともに築く豊かで活力ある産業振興を。

昨年の7月から9月にかけて統計史上最高値を記録する全国的な猛暑に見舞われ、本町の農作物についても深刻な影響を受けました。特にミニトマトは、7月からの異常気象に伴い、外気温35度以上の日が続いたことで、受粉障害が発生し、市場単価が高かった9月以降の収穫量が激減したことにより、販売額は前年対比10%減少し、農家経済に大きな影響を与え、本町においても地球温暖化に伴う、暑熱対策が必要となることが認識させられる結果となりました。これを受け、施設園芸ハウス高温対策試験事業として、遮光ネット等の導入に係る調査研究に対する支援を行い、令和7年度以降の実用化に向け計画的に取り組んでまいります。水稻については、作況指数が104の「やや良」となりましたが、猛暑の影響により米が白濁し、一等米率が低下したことで販売額が大幅に減少しております。ぶどうは、露地、ハウス栽培及び醸

造用も高温による病害の発生や鳥害の影響はみられたものの、平年並の生育と収穫となりましたが、さくらんぼは、発芽後の低温と開花期の強風によることや、6月末から7月上旬の雨による裂果が原因で、前年対比で収量が15%以上の減収、販売額も10%程度の減額となりました。

次に、農業従事者の減少や高齢化、労働力不足への対策についてであります。新型コロナウイルスによる、入国制限が解消されたことにより、外国人技能実習生も徐々にコロナ禍前の水準まで回復しておりますが、労働力不足の改善には至っておりません。現行の技能実習制度が発展的に解消され、「育成就労制度」となることから、新たな制度の趣旨に沿った、優秀な人材を安定的に確保するため、仁木町は昨年6月に、ベトナム政府関係機関と「日本国におけるハイテク農業教育プログラムに関する覚書」の調印を行ったところでありますが、今後、仁木町とベトナム国両者において、労働力の確保に限らず、農業技術の支援や文化的な交流も視野に、私自身がベトナムを訪問し、仁木町独自の外国人材の育成・確保に向けた新たな取組を進めてまいります。また、労働力確保の取組については、外国人材の受入れのほか、新おたる農業協同組合で、令和4年度から他産地と連携し、労働力を循環させる取組を実施しており、現在、福岡県などから収穫作業などを行う労働力を取り入れる事業を進め、新たな仕組みとして全国的に関心を集めているところです。町といたしましても、本事業に係る旅費や宿泊費などに対する支援を行ってまいります。

新規就農者の受入れにつきましては、現在、仁木町新規就農受入協議会が中心となり、新規就農者の育成・確保に向けたトライアルワークなど各種取組を実施しているところでありますが、東京都で開催される新規就農者受入イベントへの参加など、募集事業の取組を北海道から全国へ拡大し、優れた人材の確保に向け、取組を強化いたします。

続いて、農業資材価格高騰対策について申し上げます。原油価格の高騰や円安、人件費の高騰などにより、肥料や園芸用ビニールなどの農業生産資材の価格は過去最高の水準となっており、農業生産物の価格への転嫁が容易ではない中、農家経済、ひいては地域経済に大きな影響を及ぼしており、とりわけ今後本町農業の中心的役割を担う農業者の経営規模を拡大する上での障害になっております。このため、経営規模を拡大することを要件に、施設園芸ハウスの導入に対し、新おたる農業協同組合と連携した制度を創設してまいります。

農業・農村が有する多面的機能が維持・発揮されるとともに地域全体で担い手を支えるため、農業者等で構成される活動組織が行う取組には、国の多面的機能支払交付金を活用し支援してまいります。水稻の低コスト生産や省力化のため畦畔除去による水田の区画拡大など農業者自らが施工する簡易な基盤整備には、町の単独事業として引き続き支援してまいります。農業には欠かせない農業用水を今後も安定的に確保するために、余市川の5つの頭首工について余市川土地改良区が行う改修事業に対し支援を継続して行なってまいります。本年度は、道営事業において令和4年度から実施されている銀山頭首工の改修工事、昨年度調査設計を終えた長沢頭首工の改修工事、尾根内頭首工の調査設計に対し支援してまいります。また、水田農業においては、水田活用直接支払交付金の交付要件が見直されたことに伴い、交付対象水田として維持するためには、5年に一度の水張りを実施することが要件とされていることから、現在、そば等を作付けする大江・銀山地区における交付対象水田において、農業改良普及センターや新おたる農業協同組合と連携して、湛水試験を実施する予定としております。

有害鳥獣対策につきましては、仁木町鳥獣被害対策実施隊、北海道猟友会仁木支部の協力をいただきながらエゾシカ、熊の駆除を引き続き実施してまいります。また、農作物に被害を受けている方のアライグ

マ用箱わな、シカ用くくりわな、シカの進入防止柵、シカ用音響・発光忌避機材の購入に対する支援や狩猟免許取得への補助についても引き続き取り組むほか、近年特に被害が拡大しているエゾシカについては、個体管理数の適正化に向け、昨年度から町単独で一頭当たり2万円の有害鳥獣駆除に対する奨励金を交付しているところですが、引き続き取組を強化してまいります。

少子高齢化や技術革新が進み、産業構造や就業形態が急速に変化する中、都市部では地方の魅力に関心を寄せる人、地域との関わりを持ちたいという人も増加しております。このような環境や社会の変化を踏まえ、既存企業への企業立地助成金等の支援を継続するほか、新たな企業等との連携を一層推進し、移住・定住、企業誘致や関係人口の増加につながる取組を進めてまいります。

地域おこし協力隊につきましては、本年3月現在、9名の隊員が地域おこし活動に取り組んでおります。引き続き地域外の人材を積極的に受け入れ、地域力の維持、強化を図っていくこととし、新たな隊員を募集するとともに、隊員の活動や定着に向けた支援を関係機関、団体と連携し行ってまいります。

国内の経済は、緩やかに回復しているとの見方がある一方、地方や一般家庭へ反映するまでには、まだまだ時間がかかると考えられ、依然として厳しい状況が続いております。また、町内の商工業者におかれましても、円安や度重なる物価・燃料の高騰により、難しい経営環境に置かれております。このような中、経営合理化や事業の円滑化を図るため、北海道の融資等を受ける資金の保証料に対する助成を引き続き行うとともに、経営指導や各種相談業務を行い町内商工業者の健全育成にあたっている仁木町商工会に対する助成も継続して行ってまいります。

令和3年度より日本で最も著名なワインジャーナリストである鹿取みゆき氏をアドバイザーとして招へいし、これまでで14回に及ぶワインセミナーの開催や、仁木町のワインを全国に発信していただいたことにより、ワイン産地仁木の礎を築くなど、多くの功績を残していただいております。令和3年度から令和5年度までは、国の地域力創造アドバイザー招へい事業を活用しておりましたが、3年間の事業が終了することから、今後、鹿取氏を町の単独事業により招へいし、今年度も引き続きアドバイザーとして、ワイン文化の醸成やワインツーリズムの振興に協力していただきます。

観光拠点施設である農村公園フルーツパークにきの管理運営につきましては、指定管理者制度を継続し、民間独自の取組を支援するとともに、効率的な運営と利用者サービスの向上を図ってまいります。また、令和5年度から取り組んでおります農村公園フルーツパークにき再構築事業につきましては、令和5年度に基本構想をまとめ、令和6年度より基本計画の策定に入りますが、計画の策定については、民間活力・資本を用いた民間提案型の方法により、実施する予定としております。これは、基本構想に基づいた農村公園フルーツパークにきの再構築事業を管理運営を望む事業者自らが提案し、改修の内容や活用方法などを民間企業の視点から広く募集するものであります。

仁木町観光管理センターにつきましては、果樹観光やワインツーリズムなど本町の観光や特産品の情報発信拠点施設としての役割を担っており、引き続き指定管理者制度による効率的な運営に努めてまいります。

ふれあい遊トピア公園につきましては、昨年度から民間提案制度を活用し、(株)コンサドーレが指定管理者となり、スポーツ活動を通じた町民の健康増進と交流の場として施設の管理運営を行っております。また、ふれあい遊トピア公園は、令和5年10月からネーミングライツ事業により、「コンサドーレ仁木パーク」の愛称で呼ばれ、町民の皆さまや来場者に親しまれる施設としており、本年度も、民間独自の発想や

取組を取り入れた事業を展開し、施設の管理運営をしていただくよう期待しているところであります。ふれあい遊トピア公園と同じく、(株)コンサドーレに指定管理を行っている仁木町民スキー場につきましては、令和7年度のリニューアルオープンに向けて、本年度から2か年をかけリフト及びナイター照明などの更新工事を実施する予定でありますが、リニューアル後の施設の位置付けを観光振興施設として活用することを目的とし、所管を教育委員会から産業課へ移管することといたしました。今後は、町民のスポーツ振興、健康増進施設としての役割だけでなく、仁木町観光の中心施設の一つとして位置付けてまいりたいと考えております。

令和4年度から指定管理者により一般利用客への供用が開始されました、「仁木町多目的滞在施設（Casual Inn Niki（カジュアル・イン・ニキ）」につきましては、地域経済の振興を図ることを目的に、観光や仕事等で本町を訪れる方の宿泊施設として活用されており、今後は、観光イベント等とのマッチングや後志の周遊観光の拠点施設としての役割を担うよう施設の活用を進めてまいります。

観光客の誘致促進に向けたイベントにつきましては、令和元年度以降5年ぶりに「さくらんぼフェスティバル」を開催いたします。また、「うまいもんじゃ祭り」につきましては、ニキポーの生誕10周年記念事業及び、後志総合振興局主催のしりべし秋の食祭りと同日に開催いたします。昨年度、好評であった仁木フルーツ&ワインマラニック及び、ワイリングウォークフェスN I K Iにつきましては、本年度も引き続き開催をいたします。また、イメージキャラクターや観光PRなどの観光振興事業に係る仁木町観光協会に対する支援につきましては、地域おこし協力隊の制度を活用し、新たに職員2名を採用する予定としており、新規事業や自主財源確保に向けた事業展開に期待しているところであります。

これまで、多くのご寄附をいただきましたふるさと納税につきましては、昨年の制度改正の影響を受け、4億円を下回る見込みとなりました。仁木町のふるさと納税は、お米やさくらんぼが主要返礼品となっておりますが、本年度につきましても、新たな返礼品の開発を行い、事業者の皆さまのご協力をいただきながら、寄附者に対して魅力ある返礼品贈呈事業に取り組んでまいります。

町民とともに推進するまちづくりを。

少子化の進行などにより、私たちの生活を取り巻く環境は大きく変わり、地域社会が抱える課題も、福祉や子育て、防災、防犯など多岐にわたっております。これら地域課題に対応するためには行政だけではなく、町内会を始め個人やまちづくり団体等がそれぞれの役割分担を考え、互いに協力し行動することが大切であり、自助、互助、共助、公助の視点に立ち、行政はより一層対話を進め、町民や関係団体とともに取り組む協働のまちづくりを積極的に進めることが求められています。町内会や各種ボランティアグループが連携を図りながら、将来にわたり支え合い、助け合う地域コミュニティづくりを進めるため、まちづくり協働事業助成を始め、町内会連絡協議会やコミュニティ運動推進委員会など住民活動への支援を継続してまいります。「まちづくりはひとづくり」を理念に協働のまちづくりを進める中、これからも情報提供への要望はますます高まってくるものと考えており、親しみやすい・分かりやすい広報活動を展開し、町広報紙を始め、ホームページやSNSなど様々な情報共有ツールを使用した的確かつ迅速な行政情報及び地域情報の発信に努め、より多くの町民の声を聴き、町民相互の連携が図られるよう広聴機能の強化に努めてまいります。本町が自主自立に向けたまちづくりをさらに進めていくためには、人口や財政の規模に見合った町政運営が必要となります。町民参加の下、まちづくりの共通目標となる第6期総合計画に基づく計画的なまちづくりを推進してまいります。さらに、行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる効

率的・機能的な行政体制を確立するため、研修の充実を図り、職員の能力開発・人材育成に努めてまいります。本年度は、仁木町町制施行60周年、さらには姉妹町の盟約を締結しておりました徳島県麻植郡川島町（現 徳島県吉野川市）が、町村合併20周年を迎えます。合併後、盟約は解消となりましたが、これを節目に本年度、徳島県吉野川市（旧川島町）を訪問する子ども交流事業を実施し、将来を担う子どもたちの視野を広げ、郷土愛の醸成を図りながら、心身ともに健やかな成長を支えてまいります。また、銀山の地域づくりを住民、町の協働で検討する銀山タウンミーティング事業を進め、地域の新たなコミュニティ拠点づくりに関する基本計画の策定に向けて取り組んでまいります。

4. むすび。

以上、令和6年度の町政執行に関する所信と主な施策を申し述べさせていただきました。仁木町の未来を見据え、持続可能な自立した行財政基盤の確立に十分に留意し、前例にとらわれることなく、柔軟で大胆な発想と挑戦し続ける覚悟をもって、職員と一丸となって引き続き全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆さまのご理解、ご協力を切にお願い申し上げます、令和6年度の町政執行方針とさせていただきます。

○議長（横関一雄）次に、令和6年度仁木町教育行政執行方針について発言を許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和6年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、本町の教育行政執行方針について申し上げます。町民の皆さまを始め、町議会議員の皆さまのご協力、関係各位の心温まる支援によりまして、令和5年度の教育行政を円滑に推進できましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、学校教育につきましては、仁木町学校教育基本方針に基づき、令和4年度から義務教育期間の9年間を見通した小中一貫教育の実現に向けた取組に着手しており、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類感染症となったことから、これまで制限されてきた教育活動が回復し、GIGAスクール構想のもとで生み出されてきた多様な教育実践の工夫を取り入れることにより、新しい学びの在り方へと進化しております。また、生涯学習においては、総合計画にある「町民に質の高い教育を」の実現に向け、これまで行ってきた事業の見直しなど、町民一人ひとりが学習できる環境を整えていきたいと考えております。

令和6年度の教育行政執行方針を策定するに当たり、第6期仁木町総合計画の将来像である「魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切にすまち～すべては未来の子どもたちのために～」の具現化に向け、「学校教育」と「生涯学習」が連携しながら取組の方針と具体的な施策を定めました。

始めに、学校教育について申し上げます。

学校教育の役割は、子どもたちが将来、社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要となる基礎的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの個性や可能性を引き出すことにあります。文部科学省では、加速する社会のデジタル化の変化に対応するため、GIGAスクール構想で示された個に応じた指導をより一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、学習の充実を図るとともに、情報通信端末や情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらの情報手段等を活用した課題解決型学習等により、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論することなどが示されております。そのため、これらの情報手段を適切に活用し、学習活動の充実を図る取組を進めていくほか、個に応じた指導が孤立した学びに陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることがで

きるよう、必要な資質、能力を育成する「協働的な学び」の充実にも取り組んでいくなど様々な学習内容を見据えながら、一層の充実を図るため、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「教育内容の充実」であります。

I C T機器の活用につきましては、基礎的、基本的な知識・技能の習得とそれらを活用した課題解決のために必要な思考力や判断力、表現力などを育むことが重要であり、加えて、主体的、対話的で深い学びを充実させる必要があります。また、大学入学共通テストにおいては、オンライン回答による出題方式が検討されており、小中学生を対象とした、全国学力・学習状況調査においてもオンライン回答が段階的に進められ、本年度においても全ての学校で文部科学省C B Tシステムを活用したオンライン回答が実施されることとなっております。そのため、教職員一人ひとりが、子どもたちと共にI C Tに慣れ親しみ、I C Tスキルを向上させると共に、これまでの優れた教育実践とI C Tを最適に融合することで、様々な課題を解決し、教育の質の向上につなげてまいります。

外国語教育の推進につきましては、「読む」、「聞く」の2技能を判定する英検I B A、英語の発音を音声で確認することができるデジタル教科書、外国人と会話する機会として外国語指導助手を活用しながら、英語力の定着・向上に取り組んでまいります。

小中一貫教育につきましては、仁木町学校教育基本方針を踏まえ、令和8年度の導入に向けた準備として、「9年間を通じた指導計画」、「9年後の目指す子ども像」、「小中学校間の乗り入れ授業」に加え、「小中合同の教員研修」、「小中合同の公開授業」などに取り組んでまいります。また、銀山地区に開校予定の義務教育学校につきましては、開校準備委員会を設置し、「校歌・校章」、「教育課程」、「学校施設」、「部活動」などについて協議するほか、実施設計につきましては、昨年度策定した基本設計を基に、学校設備や学校備品の検討、太陽光発電設備の設置などについて検討し、関係機関の意見等を踏まえながら、関係法令に照らし合わせ、構造設計図、工事費概算図書等を策定してまいります。

仁木地区・銀山地区に設置しておりますコミュニティスクールにつきましては、保護者や地域が学校の様々な課題解決に参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていくための仕組みであることから、保護者や地域住民が学校や地域の課題を共有し、共通の目標、ビジョンを持ち一体となって地域の子どもたちを育み、小中一貫教育や部活動の地域移行に対しても連携しながら進めてまいります。

重点の2つ目は、「教育環境の充実」であります。

昨年度は、熱中症アラートが道内全域に発令され、本町でも各学校では授業時間の短縮などの対応を取ったところであります。近年の異常気象により、北海道の気候が変化し、本州並みの暑さとなっていることから、児童生徒の健康を守るため、町内全ての小中学校のエアコン設置に向け実施設計を策定するほか、暑さ指数や熱中症警戒アラートを踏まえた運用を実施し、暑さ対策・熱中症対策に取り組めます。

教職員の働き方改革につきましては、仁木町立学校の働き方改革アクションプランに基づき、長期休業期間中における閉庁日や定時退勤日の設定など従前からの取組を継続しつつ、国の方針である部活動の地域移行に取り組むことや、校務支援システムやI C T機器を積極的に活用した効率的な業務の推進のほか、時間外在校時間の公表などを引き続き実施し、業務削減や勤務環境の改善に取り組んでまいります。

I C T機器の整備につきましては、各学校で学習eポータル、文部科学省C B Tシステム、デジタル教科書等、デジタル教材の活用が進んでいることに伴い、引き続きI C T支援員により支援してまいります。

重点の3つ目は、「学校給食の充実」であります。

食育につきましては、栄養教諭を中心として引き続き各学校と連携し、食事の重要性や楽しさ、食への感謝の気持ちなどを育み、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着に向けた指導、並びに本町及び北後志管内を始めとした北海道産食材を積極的に取り入れることにより、地産地消の大切さや地域の食文化を学び、生産者への感謝の気持ちや生命を尊重する心を育む食育の充実を図ってまいります。なお、物価高騰の影響により食材価格の値上がりが続いていることを受けまして、本年度から学校給食費を10%程度値上げし、1食あたり小学校は323円、中学校は372円に設定いたしますが、物価上昇に直面する子育て世代の経済的負担軽減を目的に、児童生徒の保護者が負担する学校給食費の無償化を実施いたします。

学校給食調理業務につきましては、「安全・安心な学校給食の提供」を第一に行っておりますが、20年目を迎える調理場設備において耐用年数を超え経年劣化が見られる機器については、突発的な故障による給食の提供停止を防ぐため、本年度は食器・食缶消毒保管スペース等にある消毒保管機、場内各所にある石鹼液供給装置等を更新する予定であり、今後においても計画的な更新を予定しております。また、仁木町立学校の働き方改革アクションプランに基づき、学校職員の事務の負担軽減を図るため、これまで各学校が行っていた学校給食費徴収業務を地方自治体の会計に組み入れる「公会計制度」を本年度から導入いたします。

続きまして、生涯学習について申し上げます。

生涯学習の役割は、町民一人ひとりが生涯を通じて、いつまでも学べるよう地域において様々な学習機会に出会える環境を整えることを目指しています。本町におきましても、第6期仁木町総合計画や教育大綱を踏まえ、子どもから高齢者までがいつまでも、いつでも学べる町づくりを目標として、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「いつまでも学習の推進」であります。

いつまでも学習の推進につきましては、仁木町社会教育推進計画に基づき、子どもから高齢者まで学習できる環境づくりに努めるとともに、行政、学校及び地域が協力して、世代を超えた学習機会を創出するため、町内の社会教育関係団体並びにその他民間企業に協力をいただき、年間を通して多様な体験活動の実施を目指します。

子どもの読書活動につきましては、第2期仁木町子どもの読書活動推進計画に基づき、子どもたちが読書を通して健やかに成長し、より良い読書習慣を身に着けることができるよう子どもの成長段階に応じた読み聞かせ事業の推進や広報等を活用した本の魅力発信など、読書に親しみを持てる環境づくりに努めてまいります。また、令和5年度に子どもたちの学習支援を目的に、夏季及び冬季休業期間を利用して、町内の小学4年生から6年生を対象に実施いたしました学習会「寺子屋スタディ」につきましては、連日20人程度の参加があり、一定の成果も現れておりますので、本年度も引き続き取り組んでまいります。

高齢者の社会活動促進や健康増進を図るため、やすらぎ大学などを通して充実した生活をサポートし、生きがいや、やりがいを高める学習を引き続き実施してまいります。

重点の2つ目は、「スポーツ活動の振興」であります。

スポーツ活動の振興につきましては、町民それぞれが自ら親しみ生涯を通して気軽にスポーツを楽しめる機会の拡充を図るため、各スポーツ団体等と連携を図り、町民が日常的にスポーツを楽しむ活動機会の提供や、環境整備に努めていくほか、子どもたちがプロレベルのスポーツに親しむ機会を創出し、選手たちと触れ合うことを通して、豊かな人間性やたくましい身体を育む機会を設けたいと考えております。

また、スポーツ協会やスポーツ少年団への活動支援による各種事業の充実やスポーツ指導者研修会の開催など、スポーツ活動の普及・促進に努めてまいります。

重点の3つ目は、「文化・芸術活動の創出」であります。

文化・芸術活動の創出につきましては、町民一人ひとりの心の豊かさや創造性を育み、暮らしに潤いと活力を与えるため、仁木町民センターを中心とした文化施設を町民の心やすらぐ空間として、各文化団体やサークル活動の交流や参加機会の充実を図り、子どもから高齢者まで文化芸術に触れる機会の拡充を進めてまいります。また、文化財の保護、活用といたしまして、先人が築き上げてきた郷土の歴史を後世に伝えるため、町指定文化財の保存と町内文化財の調査に取り組み、文化財の適切な保存及び活用を努めて参ります。

重点の4つ目は、「社会教育施設の適切な管理」であります。

社会教育施設の適切な管理につきましては、教養、健康増進、生活文化の向上を図るため、管理人や指定管理者と連携し、引き続き心豊かに生活を送ることができる環境づくりに努めてまいります。仁木町民スキー場は、令和6年度から所管を町部局に移管することとなりますが、引き続き、冬期スポーツ振興、保健体育の向上及び普及に向けた取組を進めてまいります。また、昨年度、施設の老朽化に伴い休止しておりました銀山水泳プールは、地域の皆さまとの合意が整いましたので、廃止いたします。その他、施設の多くが建設後30年以上経過していることから、個別施設計画に基づき、計画的な大規模改修等について準備を進めてまいります。以上、令和6年度に取り組む重点施策を申し上げます。

仁木町が、人口減少等の課題を乗り越え、地方創生を実現するためには、人材育成を担う教育の役割が重要であります。教育委員会といたしましては、子どもから高齢者まで、様々な社会変化にも果敢に挑戦し、仁木町の輝く未来を築き、幸福な人生を歩んでいくことができるよう、学校、家庭、地域、行政との緊密な連携の下、一丸となって本町教育の充実、発展に取り組んでまいります。町民の皆さまの積極的な参画と、町議会議員の皆さまを始め、教育関係機関、団体等の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（横関一雄）以上で『令和6年度仁木町町政執行方針』、『令和6年度仁木町教育行政執行方針』を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後0時03分

再 開 午後0時03分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回の開催は、3月11日月曜日、午前9時30分より開会しますので、ご出席願います。

本日のご審議大変ご苦労さまでした。

散 会 午後0時04分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和6年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和6年3月8日～3月18日（11日間）

1日目 令和6年3月8日（金）

（開会～午前9時30分 / 散会～午後0時04分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第1号	令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第7号）	R6.3.8	原案可決
議案第2号	令和5年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	R6.3.8	原案可決
議案第3号	令和5年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	R6.3.8	原案可決